

●協議事項① 「第3次さいたま市DV防止基本計画（案）」についての委員からの意見

※計画案への提案・修正に関するご意見以外は割愛させていただきます。

| No | 意見  | 意見への対応                               |
|----|---|--------------------------------------|
| 1  | <p>資料1-3のNo3の意見について、意見への対応として「学校での取組については、関係所管と調整中」となっています。「調整の結果、記述に変更なし」となってしまう懸念がありますが、取組を強化するよう貴課から関係所管（学校教育の所管）へ強く要望していただくようお願いいたします。</p> <p>現在の記述では、従来通りの取組でもかまわないような緩い記述になっています。「豊かな人権感覚を育むための研修会・講演会などを開催します」では、具体性がありません。女性に対する暴力、性暴力への対応は、国内外で、より重要課題となっています。そのようななか、学校教育における取組は重要です。従来とは異なるどのような取組を行うのか、具体的な記述ができるよう関係所管とよく話し合ってくださいようお願いいたします。「DVを含む人権教育研修会・講習会」といった他人事（家庭の問題として理解する）のような視点ではなく、教員が暴力・性暴力・性犯罪・ハラスメント等の加害者とならない取組や、児童生徒が暴力・性暴力の被害者とならないための包括的な研修や学習が必要であると思います。</p>                                | 基本目標1 施策の方向2に教育委員会所管課での関連事業を記載       |
| 2  | P3、「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにする」こと「を」→「が」努力義務とされました。に修正   | 該当箇所を修正                              |
| 3  | 繰り返し出て来る表現ですが、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。」（P3等）が、何を意味するのか理解することが難しいです。「資料編」第1章第一条3、P35に「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者．．．」とあるので、この状態と関係があるかと推定しますが、さいたま市の「基本計画」においては、わかり易い表現を取った方がよいと考えます。  | ご意見を踏まえ検討した結果、法律に記載のある文章であるため修正はしない。 |
| 4  | <p>DVを広く市民に知ってもらい、DVを防止し、支援を進めるためには、広報活動が欠かせません。私の経験の範囲では、さいたま市が採択している広報手段は、市報・ポスター・チラシ・出前講座・特別講座です。これらは、市報やポスターを読んだ人・講座に参加した人に、情報伝達が限定され効率の良い広報活動とは言えません。</p> <p>ポスター・チラシは、市の関係機関に展示・配置となっているように感じています。この場合、そうした機関を訪れなければ、展示物等を目にすることはありません。もっと人目に付く所、例えば駅のコンコース・街の掲示版などに、掲示する方がよいと考えます。「東京では、駅構内にDV掲示ありますよ」と知人が言っていました。</p> <p>もっと効果的な周知は、ネット活用だと思います。講座に参加した方々にSNS発信を依頼するのは1つの方法と考えます。さいたま市HPを検索する人は多いと思いますので、HP上にバナーでDV関係情報が出ている・通報先や相談窓口が書いてあるというのは、市民の目に多く止まると思います。</p> <p>ネット社会・ビッグデータの時代において、広報におけるネット活用を提案いたします。</p> | ご意見を参考に効果的な方法、場所での周知を行う。             |
| 5  | P2の(2)国際社会の動向の項の下から7行目と下から3行目及び次のP3の上から5行目の「COVID-19」は、P22の上から7行目の「新型コロナウイルス」と統一しても良いのではないかと。   | ご意見を基に修正                             |
| 6  | P2の下から4行目の「COVID-19 女性・女兒に対する暴力」に※解説を付ける方がわかりやすいのではないかと。  | ご意見を基に修正                             |
| 7  | P5 2-(1)-(3) 上位計画である、「さいたま市～」この読点はいらぬのではと思いましたが。全体を通してかぎ括弧前の読点の有無に統一感がないように思いました。また、(1)の下層に(1)があるのも違和感がありました。   | ご意見を基に修正                             |
| 8  | P7 3-(3) いやがっているのに～ など「など」は次行の最後につけた方がよいと思います。  | ご意見を基に修正                             |
| 9  | <p>P7 3-(4)<br/>この部分の凡例のみ句点がついているので削除した方がよいと思います。<br/>「・配偶者の収入や貯金を使ったり～」というのは、直接は経済的DVには当たらないと思います。「・勝手に配偶者の預貯金を使い込む」「・借金を作らせたり、負わせたりする」等のように分けて記載がよいと思います。</p>   | ご意見を基に修正                             |

| No | 意見   | 意見への対応  |
|----|--|---|
| 10 | <p>P22 基本目標Ⅱ 15 行目 &amp; 概要版 P4 11 行目<br/>           文末が「組織として対応する必要があります」となっており、必要性は感じているが実施しない印象を受けます。<br/>           また、相談員・職員に対する取組みを概要版に記載することに違和感があります。あくまで拡充をアピールするべきではないでしょうか。また、文章が長く伝わりづらい部分があるため、文章の再考と、概要版の記載内容の変更を検討していただきたいです。</p> | <p>ご意見を参考に文章を修正</p>                                   |
| 11 | <p>・ P32 &amp; 概要版 P6 「苦情処理の取組み」<br/>           P32 は「み」がないので統一した方がいいかと思います。</p>   | <p>ご意見を基に「取組」に統一</p>                                  |
| 12 | <p>前回の意見として挙げられた（資料1-3 No1、2）中に、新型コロナウイルスの影響に関するものがありましたが、今の計画案の事業体系で、新型コロナウイルスによる困窮者に対するDV支援や、就労・経済的自立に関する施策は十分でしょうか。計画内容に追加・変更を加えないとしても、十分な予算が確保できるようお願いしたい。また、上述の困窮者を少しでも支援できるよう「概要版」にも、新型コロナウイルスに関連した支援に関する記述を加味できるとより良いかと思いました。</p>         | <p>ご意見を参考に概要版に追記<br/>           施策遂行に向けた予算確保に努める。</p> |
| 13 | <p>資料1-2 P27 住民基本台帳の閲覧等の制限について、資料1-3 No29の「～研修など徹底していただく必要があらうか」との意見への対応として「事業番号41の「関係者研修の実施」において御指摘の所管も含め研修していく」となっています。事業番号41の内容に「被害者及びその関係者に係る情報の保護も含めた」などを入れてもよいのではないのでしょうか。</p>   | <p>ご意見を参考に事業内容を追記</p>                                 |
| 14 | <p>資料1-2 P38 12行目の出だしが「～命の効力～」となっていますが、「～命令の効力～」の間違いではないか。</p>   | <p>ご意見を基に修正</p>                                       |
| 15 | <p>内容に関し特に意見はありません。コロナ禍でのストレスにより、加害者の方はより悪化、またDV加害者予備軍であった方もDV加害者へと状況が変化してしまうケースも多いかと思えます。また、家庭内のDVは、より外に出にくく、発見が遅れてしまうケースも出てきそうです。特に、基本計画の中では「基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実」、家庭内の最大の被害者でもある子どもの心のケアに関して、重点的に行っていく必要があると考えます。</p>                     | <p>ご意見を参考に計画に取組む</p>                                  |
| 16 | <p>事業番号42（新規）は、DV被害に遭わない「予防」という観点に繋がることを期待します。</p>   | <p>ご意見を参考に計画に取組む</p>                                  |